

第4回安城市市民参加条例と協働に関する指針策定審議会 議事録

日 時：平成22年10月14日（木）9：30～11：00

場 所：安城市役所 西会館 第35会議室

出席者：加藤勝美委員・大参斌委員・柴田茂博委員・草苺玲子委員・太田克子委員・
山内正幸委員・石川政子委員・小鹿登美委員・昇秀樹委員・大場順也委員・
大野裕史委員・二宗博美委員

（欠席者：小森委員、古濱委員）

事務局：磯村市民生活部長・犬塚市民活動課長・長谷市民協働係長・竹内主査・中山主事

傍聴者：1人

－市民憲章唱和－

1 あいさつ

加藤会長

永田副市長

2 議題（1）市民参加条例（案）について

安城市市民参加条例（案）を対照表により説明

事務局説明：

【資料確認】

- ①事前配布資料『市民参加条例の対照表』：一番左に市民会議素案、真ん中に修正案、一番右に変更点を記載
- ②当日配布『市民参加条例の修正案』

【資料（市民参加条例の対照表）訂正】

訂正箇所1：（修正案）第7条第1項第2号「意見を求める」の「る」の追加

訂正箇所2：（修正案）第13条（推進評価機関の設置）⇒（推進評価会議の設置）

訂正箇所3：（修正案）第17条「その他の執行機関」の「の」の追加

【安城市市民参加条例（案）対照表（市民会議素案と修正案との比較表）の説明】

- * 市民会議（公募の市民による話し合いの会）による「素案」を基に、事務局で修正をし、市民参加条例（案）を作成しました。修正部分については、前回市民会議（10月6日開催）の中で説明しています。
- * 対照表の見方は、アンダーラインは修正部分、アンダーラインが引いてない部分は素案そのままです。
- * 素案と修正案で大きく変わっている点は、「ですます」体⇒「である」体で書き直してあります。

条例をつくる中で、易しい言葉というものを心がけておりますが、安城市の例規体系全体の中での整合性と統一性に配慮して、「である」調にしてあります。

安城市の数ある条例の中で、「ですます」体で書いてあるのは、「自治基本条例」のみで、それ以外の条例で「ですます」体は、ありません。

【市民会議素案⇒修正案の説明】

修正案と市民会議素案との修正点を説明。（*対照表の「変更点」欄を参照のこと）

【安城市市民参加条例（案）の説明】

全体の流れを説明

「目的」は、自治基本条例第14条に基づく内容、簡単に目的を明記

「定義」は、自治基本条例の定義による

「基本原則」は、市民参加を推進するために必要になる基本的な考え方や市民と市長その他の執行機関の共通認識もつために定める

「市民参加の対象」は、

第1項では、市民参加の対象としている施策等

第2項では、市民参加を求めない事ができる、「市民参加を求めないもの」を5つ挙げています。

第3項では、前項の規定により市民参加を求めないこととしたときは、その理由を公表するものとする。

「市民参加の方法」は、市民参加の手続として最低限行うべき方法を定めています。

「参加の実施」は、第2項で、「利害関係者」について記述をしています。

「審議会等」第9条第6項で、「非開示情報」の話もここで書かせて頂いております。

「パブリックコメント」は第10条第2項で、「30日以上」という記述をしています。「1月」というと、明確ではなく、一月は30日もあれば、28日、31日もあるので、「30日以上」というかたちで載せております。

「市民政策提案手続」は、この市民参加条例の中で新しく載せました。他では、まだ記載されることの少ない部分です。

「広聴」は、通常は「公聴」ですが、広く聴くという事で、こういう表現をします。以上で説明を終わらせて頂きます。

加藤会長： ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

山内委員： 内容は別として、表現で2つばかり気になったことがあります。

（修正案）第6条の(3)「広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃」で、以前の市民会議素案では「広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす」で、「市民に適用され」が除かれています。これは一つにまとめてしまうと、ちょっと意味合いが違ってこないか、という気がしたのですが。修正案では「広く

重大な影響を及ぼす」と言うよりも「広くかつ重大な影響を及ぼす」と、こういうふうになるのかなと思います。

それから、もう一つが（修正案）第12条意見の取扱いの、最後のただし書きのところで「ただし、その内容に非開示情報を含む場合は、この限りではない」という表現がありますが、こういう表現をすると、開示情報が一部含まれていたら、すべてのものを公表しない、というふうにも取れかねないと思うんですけど、表現に工夫の余地があるのではないかと思うのですが。

事務局： 1点目の「広く市民に適用され」、これを「広くまた重大な影響」というのは同じ意味合いです。ここでは「適用され」という言葉を削除して「広く市民生活に重大な影響」ということであります。

ここで言っているのは、例えば「広く」というのは例えば市内の広範囲な地域だとか、多くの市民だとか、そういう方達に、「重大な影響」というのは、例えば負担だとか費用的な面、協力的な面ですけれども、そういった負担も掛けず、協力もお願いできなければならないような事項という事で、「適用」という言葉が外れて広く解釈されるようになったのか、広く解釈されても、という含みも持って、「適用」という形は外させて頂きました。

山内委員： 前の市民会議素案では「広くアンド重大な」で「広く」と「重大な」が並列であったのですが、修正案では「広くかつ重大な影響」と、狭められた印象を持ったので、まあ、そうじゃないという意味であれば、これでも良いかなあとと思います。

事務局： 特に狭めると言う意味合いで外した経緯ではありません。

それから、2番目に言われた「個人情報の非開示」ですが、「非開示（部分）」のあるものを全て「非公開」にする訳ではなくて、「個人情報（部分）」が入っていれば、その部分を消した形で公開するという趣旨です。その趣旨はもう一度法規とも相談させていただいて、その辺の主旨が食い違わないように、もう一度考えさせていただきます。

大野委員： 市民参加条例の中で、第7条に「参加する方法」について書かれていますが、それ以外に第11条では、簡単に言うと「直訴できますよ」ということですよ？それを提出するのは、「市長その他の執行機関に対して」と書かれているが、その執行機関の中に市議会が無いのですが、もちろん議会は執行機関ではないので、抜けていると思うんですけど、「市議会無用論」につながりかねない、恐ろしさを秘めているんじゃないかと思うんですけど、そのあたりは心配いらぬ気はするんですけど、これがしっかり動き出すと、市議会議員さんの仕事が減っていくと思うんですけど、そこまでこれがしっかり動き出すとすごいなとは思いますが・・・。

事務局： 市民政策提案につきましては、当面「市長その他の執行機関に」という形で絞

っているわけですが、議会の方には、例えば「陳情、請願」だとか違う形の「提案」とか「要望」の制度があるので。また、二元代表制ということで、ここでは「市長その他の執行機関」に限っての市民参加というかたちです。ただ、自治基本条例の中では「議会も含めて」という風な意味合いもありますから、議会については議会改革の方で改めて考えていきたいと思えます。

大野委員： 基本的には議会と行政執行部の、二元制ですから、両方から意見が吸い取れる形の方が良いとは思いますが、何となく、何年かするとそういう議論が出てくると、心配かなという気がしたものですから。

昇委員： 2点ありまして、1点目は、第11条で「10人以上」ですが、市長さんがどう判断するかですが、他市の事例では、ここに「推進評価会議」という第三者機関の意見を聞いて、拘束力があるわけではないですけど、いきなり市長さんが判断をするのではなくて、一枚、推進会議をかませる所がありますので。そっちの方がいいかな、と思えます。

もう1点は、大きな話なんですけれど、自治基本条例との関係で、第1条と附則のところで、自治基本条例を改正しますよね？自治基本条例で、「市長は別に定めるところにより、市民参加の手法を用意します。」と定めてあった、それを、(市民参加条例の)附則で削除していますよね。何でそうなったんですかね？

事務局： 「目的」のところで、「自治基本条例第14条により」というところを削除させていただいたのは、自治基本条例の方では、「市民参加を保障するという主旨で条例を作ります」という事でありまして。ただ、この条例の本文の中で、市の基本原則にも「市民に等しくその機会を保障する」だとか、第4条から第14条を含めた表現が基本原則にも謳ってあるものですから、第1条にも「保障」、基本原則にも「保障」というのは条例の中で表現がダブついてくるので整理させていただきました。ただ、「保障」するための参加条例じゃなくして、市民参加を推進して市民が主役の自治の実現に、というかたちで、少し同じことでも重複するので目的を広い意味で変えたという事です。

昇委員： 法令担当の人が整合性を考えるときに、そういう風に整理した方が綺麗だ、というのは、そういう考え方はそれで分かるんですが。

実質的な中身において、例えば裁判になったとしますね、「自治基本条例」という言葉が入っていると、裁判官が「これは憲法附属法典だ」と、条例の中でも一つ格の高い条例だという位置づけをしますので、この方が規範力が強くなるんです。

それからもう一つ言うと、「市民参加条例」という憲法より拘束力の弱い条例で、しかもその附則で、憲法の方を改正しようとするのは、法原則から言うと、好ましいものではないですよ。もし自治基本条例を改正するのであれば、しっかり自治基本条例を改正する条例案にして、真正面からやっていかないと。法形式論からいく

と、これは同じ条例同士ですから、別に、条例の附則で条例を改正することは出来るんです。出来るんですが、実質的な意味合いで、附則で憲法を変えるというのは、私は、自治基本条例を作ったばかりでこういう運用をやっていると・・・。

自治基本条例を大事にする、あるいはそれに直接基づく憲法附属法典なのだと分かるように、従前の「自治基本条例第14条に基づく」を残しておいた方が良く、できれば残して欲しい。

それから、私としては絶対に譲れないのは、附則で憲法を改正するのは、やめて頂きたい。そんなことをしていたら、自治基本条例を作った意味がないと思いますよ。それは正直言って私は委員として絶対やめていただきたい。もし、どうしても改正したいんだったら、自治基本条例を改正する条例案として改正していただく。これだったら本当に意味なくなりますよ。何のために憲法を作ったのか。

先ほど大野さんが、自治基本条例の第14条で「市長は、別に条例で定めるところにより、適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意します」と憲法で定めているんですよ。私も「議会」を入れた方がいいと思いますが、残念ながら、安城市においては自治基本条例を作るときに「議会」に対する命令はない。大野さんのいうのは正論だとは思いますが、その問題については、自治基本条例を作っているところで勝負はついていると思うんですよ。

だから今度、議会基本条例も作っていただいて、そこで勝負したらいいと思う。安城市の憲法は、100%満点ではない。議会に対する命令が非常に弱い。ですから今後徐々に改正していくしかない。そういう根本的な欠点があるんです。

事務局： 附則でいっているところも、先生の趣旨を法規の方にも伝えて、これについては自治基本条例の方で改正していくというような形で直していく意向で考えていきたいと思います。

それから、目的における（自治基本条例）第14条の記述についても、自治基本条例、上位法に委ねられての条例でありますから、もう一度法規の方と相談をして、何らかの形で変更も考えていきたいと思います。

それから、一番当初に言われました「政策提案10人以上」についてですが、市長の方が回答をしていくという事について、他市では例えば、「評価会議の意見を聞いて」ということもあるようですが。今、市の方が考えているのは、市民の方から意見を伺って、それに対して、市やまたは課が、意見の内容を判断して、考慮して、総合的に判断して回答をしていくという事です。全ての内容を評価会議で何らかの判断をしていただくという考えは、今の段階では持っていません。ただ、審議会、パブコメ、それらと同等な形での市民政策提案の処理ということで考えています。

草苺委員： なぜ「ですます」調をいかにも法規らしいもの（「である」調）にしたかという事を、「全体の中の整合性」ということでしたけど、具体的に一つこんなことがある、と教えていただけるとありがたいと思います。

それから、全体的にすごく良い条例が出来そうだなあと思いました。その一つは、

まず、参加をする市民の年齢（制限）がないという事、20歳以上とかそういうものはありません。自治基本条例をやるときにも、子どもを入れてくれとか、そういうことを言っておりましたが、そういうものはなかなか入らなかったのですが、今回は年齢が、他のところを見ると20歳とかそういう条例もあるんですけど、これは年齢が入っていないので、例えば「子どもたちが何か、子どもたちなりの考えを持ったときにも、市の執行機関が真剣に答えてくれるんだなあ」という感じがしました。

それから、「市民政策提案手続」の10人、これも大変な仕事になりそうだなあと思いましたけれど、今伺ったところで、それに対応して下さるという事で、私としては良いなあと関心いたしました。

事務局： まず、法規的な見解でいくと、条例、規則でいくと、「ですます」体ではなく「である」体で書くことが、安城市の法規の系統立った流れです。今回については、参加の手続を基本的に定めていくので、「ですます」体ですと曖昧な部分が出るのではないかと、「である」体でしっかり明言した方が良いという見解で、議論は、当然でしたが、あえて「である」体で書かせていただいています。

事務局： 内部的な条例づくりの関係で、自治基本条例においては、憲法的な条例であるという事で「ですます」調を使わせていただきましたが、そのほかの条例につきましては、まだ全体的な統一はされていません。今後（条例）全体に表現をどうしていったら良いかというのは、市の方の課題という事で、法規の方もそのような思いは持っております。

それから、年齢のことも言われていましたが、これも市民会議の中では、「子どもたちの意見も十分拾って欲しい」という意見があり、ただ、子どもだけがどうというわけじゃなくて、障がいを持った方も含めて、「市民」という事で、広く入っていただく、そういう考えで、あえて「子ども」という表現を除かせて頂きました。年齢制限というものをつけますと、本人確認だとかの手間がかかってくるという事も考えられますので、年齢的な制限も除かせて頂きました。子どもさんも含め、広く意見を言って頂けたらと、そういう趣旨でございます。

草苺委員： 今、名古屋でやっている「住民投票」というのもひとつの住民参加の方法だと思うんですが、それについてはどうのお考えですか？

事務局： 各市の事例を見ると、住民投票も市民参加のひとつの権利として明記している自治体もありますが、安城市の自治基本条例では、その事例ごとに条例で定めるという事で、今回はあえてここでは謳わないという事です。

また、自治基本条例の改正、市民参加条例の改正、見直し、そういう時期も来るものですから、必要であれば整合性をとりながら、単独でいくのか、含めるのか、時期がきて検討するようになるものと思います。

昇委員： 憲法だけ「ですます」調で書いて、後の普通の条例は「だ、である」調で書くというのはひとつの考え方だと思う。そういう所が多いので、それはそれで問題ないと思います。

しいて方法を言うと、憲法と憲法附属法典だけは「ですます」調で書いて、それ以外は「だ、である」調で書くと、市民にとって分かりやすい。もし仮に、紛争があった場合に、裁判になったときに裁判官にも。整理の仕方としては、そういうやり方もないわけではない。法令担当の方と相談して、憲法附属法典だけは改正の時に、「だ、である」調を変えていく、という方法もあります。

新しいことをやっているわけですから、前例がこうだからダメだという事ではなくて、単なるこれまでの前例踏襲で議論してもしょうがないんですよ。自治基本条例を作った意味がほとんどなくなりますから。単なる法形式論でやったら自治基本条例を作った意味が何にも無くなりますので、是非強い意識を持って法制担当と交渉して欲しい。正直がっかりしました、その程度の認識なのか、という感じです。

附則で憲法改正する、それだけは最低限やめてください。

事務局： 今言われたような趣旨を法規とも相談をしまして、先生が言われるような形で取り組んで行きたいと思います。ただ、法規の方も、前例踏襲というありきたりの方法ではなくして、ひとつそういう表現をどうしていこうかというのは課題として持っていたものですから、今の先生の言葉を伝えることで、さらに早くその辺のことが対応していけると思います。

議題（2）今後のスケジュールについて

事務局： まず、パブリックコメントについては、本日皆さんから頂いた意見も再度確認を取らせていただき、先ほどより昇先生から言われております「附則の部分は外す」と言う部分も含めて一度検証させていただき、皆さんに直した部分を確認の意味で再度送らせて頂きたいと思います。このままパブリックコメントに入っていくわけではなく、特に、今の附則の部分は自治基本条例を作っている企画政策課とも調整をつけているわけではなく、こちらサイドでやっていますので、一度企画政策課と調整し、法規担当とも調整をしまして、変えさせて頂きたいと思います。その内容については送らせていただきますので、よろしくお願ひします。また、その中でご意見があれば、言っていただきたいと思います。

パブリックコメントは、12月6日から1月5日まで行います。そのパブリックコメントを受けまして、1月中旬頃には皆さんにまたお集まりいただきまして、最終的な案の決定というかたちで審議をいただきたいと思います。その内容を受けて、皆さんには市長への答申を1月下旬頃にお願ひしたいと思います。

この条例の上程は、来年3月の議会にあげさせて頂きたいと考えていますので、よろしくお願ひします。今後のスケジュールについては以上でございます。

大野委員： パブリックコメントについては、具体的にどのようにするのですか？

事務局： ホームページや公民館等でこの条例案を出しまして、ご意見を下さいというかたちで、広報にも掲載します。

大野委員： 出すと言うのは掲示をするという事ですか？説明会をするという事ですか？

事務局： 掲示です。

大野委員： 第4条と5条に「市民参加の機会を積極的に提供するものとする」と書いてある条例を作るのに、掲示だけでは不足しているんじゃないかと、説明会をするとかがあった方が、これそのものが積極的にやるよとっている以上、いままでの方法と何ら変わらないじゃないかという気がしたのですが。例えば、12月6日にやる時に最初の1回か2回は交流センターで説明会しますよとかいう方が良いんじゃないかという気がしました。

事務局： 今言われるご意見も当然の事だと思いますが。今、市民参加手続きを考えていただいている中で、市民参加を求める手法としては、審議会、パブリックコメント、それから説明会というものもひとつの項目として掲げさせていただいておるわけなんです。条例の中でも1つ以上、または重大なことについては2つ以上という事で、実際には市民会議も、市民会議で素案を叩いていただくこの審議会でもご意見をいただくという事で、複数の手法を用いてこの条例も作らせて頂いているわけです。

ただ、パブリックコメントで素案が出来た、また、素案が出来てから説明会をするという時間的な余裕もないので、できれば説明会に関しては「無い」という事でご理解いただきたいと思います。

ただ、言われたように、ホームページとか、市の方とか、公民館だとかでこの素案に関しては全てが把握できる。今までもそうでしたが、そのようにさせていただきたいと思います。

事務局： 参考に、市民会議の内容についてもホームページ上で公開していますので、なかなかホームページを見る方も少ないのかも知れませんが。皆さんが話し合われてきた内容もすべて、皆さんのお手元に「あんねっと」、これもホームページ上で全て公開しております。見る機会としては、自己満足として批判されてしまうと困りますが、機会としてはなるべくたくさんの方の目に付くようお願いしております。また、今度の10月23日のサンクスフェスでもコーナーを設けまして、このへんも展示をして、皆さんに見ていただくと、第1回目は「七夕祭」のときもテントのブースの中で、自治基本条例とは一緒でしたが、テントの中で展示をしまして見ていただくというコーナーも開いています。

昇委員： パブリックコメントをやる時に市民説明会をやる事もあるんですね、物によ

っては。だから、パブリックコメントだけをやる時もあるけれども、市民説明会をやってパブリックコメントもやる時もあるということですね。これは、意欲的なところは、これまでもやっているんです。

これまで市民参加に不熱心だった部局も、この条例でやらざるをえなくなったんですよ。それが、この条例の意味なので、これまで熱心じゃなかったところに急にパブリックコメントもやれ、説明会もやれと言ったら、大変でしょう。まずはこれくらいでスタートして、これが守られるようになったら次の段階として、パブリックコメントをやったら最低限、その前に説明会をやる、とかいうふうに、条例の改正案ができるようになれば良いんじゃないか。まずはとっかかりで、最初は実現可能性を考えて、今の現実を踏まえて。大野さんの要求水準は、よく分かるけど、高いと思います。

太田委員： パブリックコメントの時期なんです。暮れから正月にかけて公民館は、私みたいにホームページを見られない人間にとりましては、公民館で見る手しかないわけですよ。これは良いんですよ。ただ、12月から1月にやると、公民館がお休みで、暮れから正月のバタバタした時期に、何となく、他のものもそうですが、私たちに物を言わせる機会を減らすように、うるさく言う人が言わないように。後のこと（スケジュール）を考えると当然なんです。公民館に行って座って読んでいる余裕が無いんです。気分的な余裕ですが。暮れから正月は、どうも気に入らない。ちょっと愚痴をこぼしてしまいました。

小鹿委員： 方法なんです。閲覧という方法をとっているんですが、分厚くて閲覧だけでは厳しいかなと。いろいろなパブリックコメントがそうなんですけど。ホームページで読めない方もいらっしゃる。紙媒体がなぜ置けないのかなと思います。パブリックコメント（の意見）自体が非常に少ないんです。男女共同参画の2次プランの時も、紙媒体で印刷して、学習会をやって配って、やっと意見が出てきたんです。ですから、もう少し方法を改善されるといいのでは。

太田委員： 公民館に置いてある場合、カウンターに置いてあって、そこで読もうと思っても椅子も無いから立って読まないといけない。ですから、1部だけではなくて、もう1部置いて、1日2日でいいから、貸し出しは出来ないでしょうか？うちに帰ってゆっくり読みたい。ごめんなさい勝手なこと言って。

事務局： 昇先生から助言を頂きました様に、色々、貸し出し、紙媒体、椅子の設置または開く時期、全て含めて運用的なところをがんばりたいと思います。どのような形でできるかというのはまだこれからではありますけれど、そういったご意見があるという事で、考えて行きたいなあと。

3 その他

事務局： 先ほど言いました様に、今の修正の内容をですね、この会議をもう一度開くということではなく、皆さんのほうに郵送で変更点の方を送らせて頂きたいと思えます。よろしくお願ひします。

事務局： 長時間にわたり、色々ご意見を頂き、ありがとうございます。先ほど申し上げましたように、内容を少し変更するところがあります。今回お見せしましたように、対照表という事で、今回の資料に対する修正案という形で、同じような対照表ではありますが、お送りさせて頂いて、お気づきのことがあれば、ご意見のほうを頂きたいと思えます。特に大きなご意見等もなく、了承していただけるようなら先ほどお話ししたようなスケジュールに合わせた形でパブコメの方も準備させて頂きたいと思えます。よろしくお願ひ致します。

それでは、以上をもちまして、第4回の審議会を終了させていただきます。本日はどうも有難うございました。

11：15 終了